

第10回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年5月5日（火）

12：00～

場所：県庁7階 審議会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 緊急事態宣言の期間延長及び基本的対処方針の改正に伴う

県の対応について

(2) 各部局からの報告事項等について

(3) その他

4 閉 会

【案】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県の緊急事態措置（第3弾）（5月7日以降の措置）

1 緊急事態措置の実施期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2 緊急事態措置の実施区域

群馬県内全域

3 緊急事態措置の内容

引き続き、以下のとおり措置を実施する。なお、これまで実施してきている措置について効果を検証し、感染者数の増減や医療体制の確保状況等を踏まえ、必要に応じ（5月〇〇日から）措置の緩和を講じることとする。

(1) 県民に対して

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」。）第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤、**屋外の運動や散歩など**、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請する。

また、他の都道府県への往来についても、原則として自粛を要請する。

(2) 事業者等に対して

特措法第24条第9項に基づき、県内に所在する特措法施行令第11条に規定する施設（別表①特措法による協力要請を行う施設）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。

なお、特措法施行令第11条に規定する施設に該当しないが、休業により自粛することが望ましい施設（別表②特措法によらない協力依頼を行う施設）の管理者に対して、休業およびイベント等開催自粛への協力を依頼する。

また、社会生活を維持する上で必要な施設等（別表③基本的に休止を要請しない施設）の管理者に対し、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

【案】

イベントの主催者に対しては、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請する。

(3) 商店街・スーパーマーケット等における感染拡大防止に向けた協力の要請

生活必需品を購入するため多くの人が集まる商店街・スーパーマーケット等事業者及びその利用者や、散歩等で多くの人を訪れる公園管理者及びその利用者に対して、特措法第24条第9項に基づき以下の事項に掲げる感染拡大防止のための対策を講じるよう協力を要請する。

【商店街・スーパーマーケット等事業者への要請事項】

- ・スーパーマーケット等で人が密集する場合の入場制限
- ・一方通行の誘導
- ・入店・会計時の行列位置の指定
- ・入店前後の消毒の徹底
- ・対面時におけるパーティションの設置

【商店街・スーパーマーケット等の利用者への要請事項】

- ・買い物に出かける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける

【公園管理者及び利用者への要請事項】

- ・少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫や、感染対策について利用者への協力を呼びかける

別表① 特措法による要請を行う施設

施設の種類	施設
遊興施設等	ナイトクラブ、バー、ダーツバー、カラオケボックス、ライブハウス など
大学・学習塾等	大学、専修学校、自動車教習所、学習塾 など ※床面積の合計が1,000㎡超の施設
文教施設	幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専修学校、特別支援学校 など
運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター など
劇場等	劇場、映画館、演芸場 など
集会・展示施設	①集会場、公会堂、多目的ホールなど ②博物館、図書館、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る) など ※②は床面積の合計が1,000㎡超の施設
商業施設	販売店(生活必需品販売を除く)など ※床面積の合計が1,000㎡超の施設

別表② 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	対象施設
大学・学習塾等	大学、専修学校、自動車教習所、学習塾 など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ただし、床面積の合計が100㎡以下については、営業を継続する場合に あっては、適切な感染防止対策を徹底
集会・展示施設	博物館、図書館、ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る) など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
商業施設	販売店(生活必需品販売を除く)など ※ 床面積の合計が1,000㎡以下の施設

別表③ 基本的に休止を要請しない施設

施設の種類	対象施設
医療施設等	病院、診療所、薬局 など
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所 など
生活必需物資販売施設	食料品売り場、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ガソリンスタンド など
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店 など ※営業時間は5～20時まで(宅配などは除く)
住宅・宿泊等	ホテル、旅館 など
交通機関等	バス、タクシー、電車 など
工場等	工場、作業場
金融機関・官公署等	銀行、ATM、保険代理店、官公署 など
その他	理髪店、美容院、銭湯(公衆浴場)、郵便局、結婚式場(貸衣装含む)、葬儀場・火葬場、ランドリー、クリーニング店 など

適切な感染防止対策

発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
場外馬(車・舟)券場	対象		
大学・学習塾等	大学	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	
	バッティング練習場(※)	対象外	
	陸上競技場(☆)	対象外	
	野球場(☆)	対象外	
	テニスコート(☆)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請(床面積の合計にかかわらず、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請))
	公会堂	対象	
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
教会	対象外		

① 特措法による協力要請を行う施設例

種類	施設	休止要請	備考
集会・展示施設	博物館	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(＝休業要請)
	ペット美容室(トリミング)	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	
	古物商(質屋を除く。)	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店(店舗)	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
展望室	対象		

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

種類	施設	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	<p>【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の休止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
集会・展示施設	博物館	対象	<p>【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の休止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。</p>
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	

② 特措法によらない協力依頼を行う施設例

種類	施設	休止要請	備考
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の休止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ペット美容室(トリミング)	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	対象	
	古物商(質屋を除く。)	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
旅行代理店(店舗)	対象		
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、床面積の合計が1,000平方メートル超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の休止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

③ 基本的に休止を要請しない施設例

種類	施設	休止要請	備考
医療施設	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うもの
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場(※)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店(生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	

③ 基本的に休止を要請しない施設例

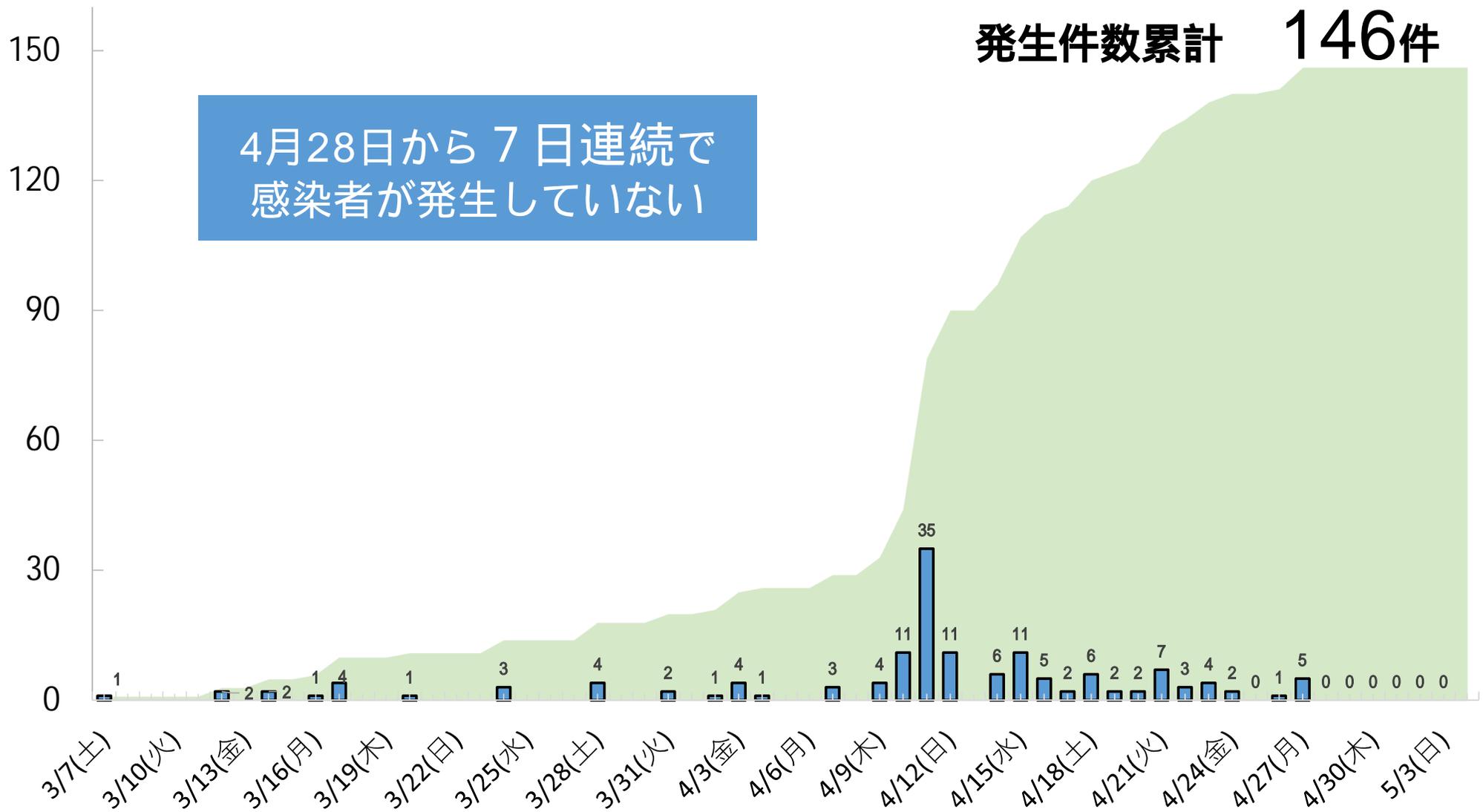
種類	施設	休止要請	備考
食事提供施設(※)	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テークアウトを除く。)
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	共同住宅	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス(宅配等を含む)	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	

③ 基本的に休止を要請しない施設例

種類	施設	休止要請	備考
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯(公衆浴場)(※)	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場(貸衣装含む)	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
ランドリー	対象外		
クリーニング店	対象外		
ごみ処理関係	対象外		

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

令和2年5月5日
健康福祉部



患者の入院状況

R2.5.4 現在

感染患者数	1 4 6
うち入院中	7 0
退院	4 9
宿泊療養	1 1
死亡	1 6
入院調整中	0

運用病床

< **1 5 2 床**

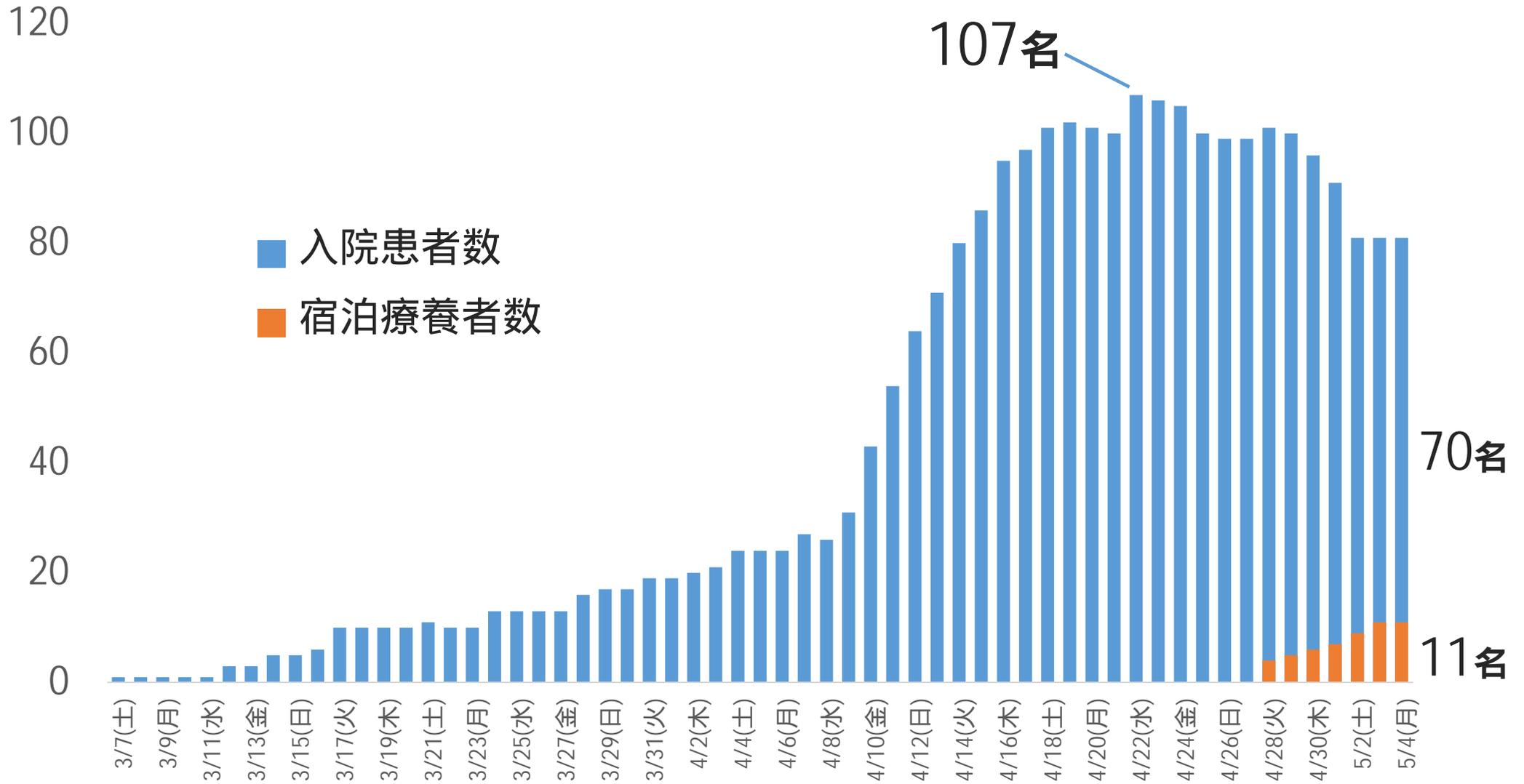
(目標180床)

室数

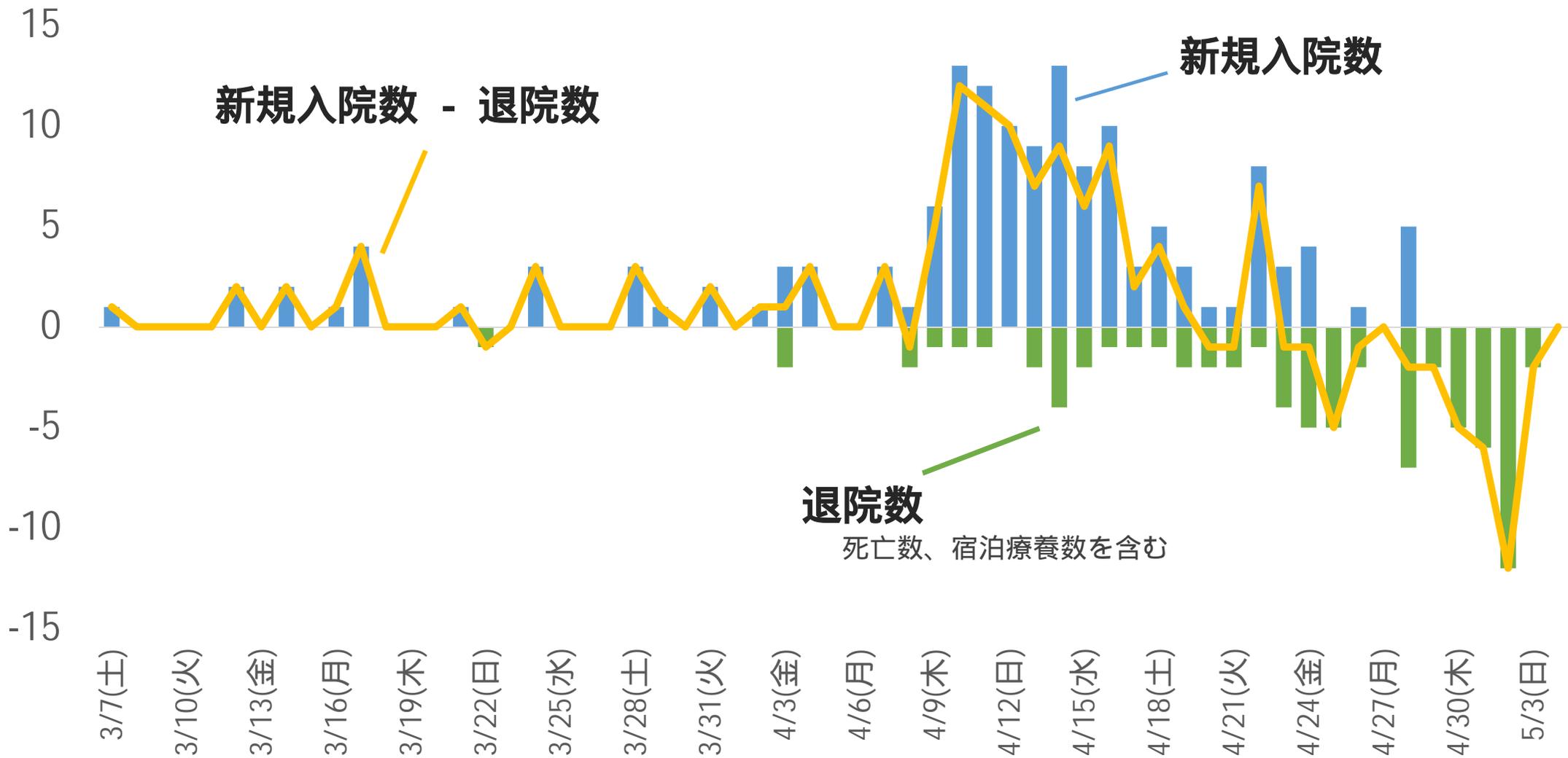
< **1 5 0 室**

(目標1300室)

入院患者数の推移



入院患者数の日々の変化



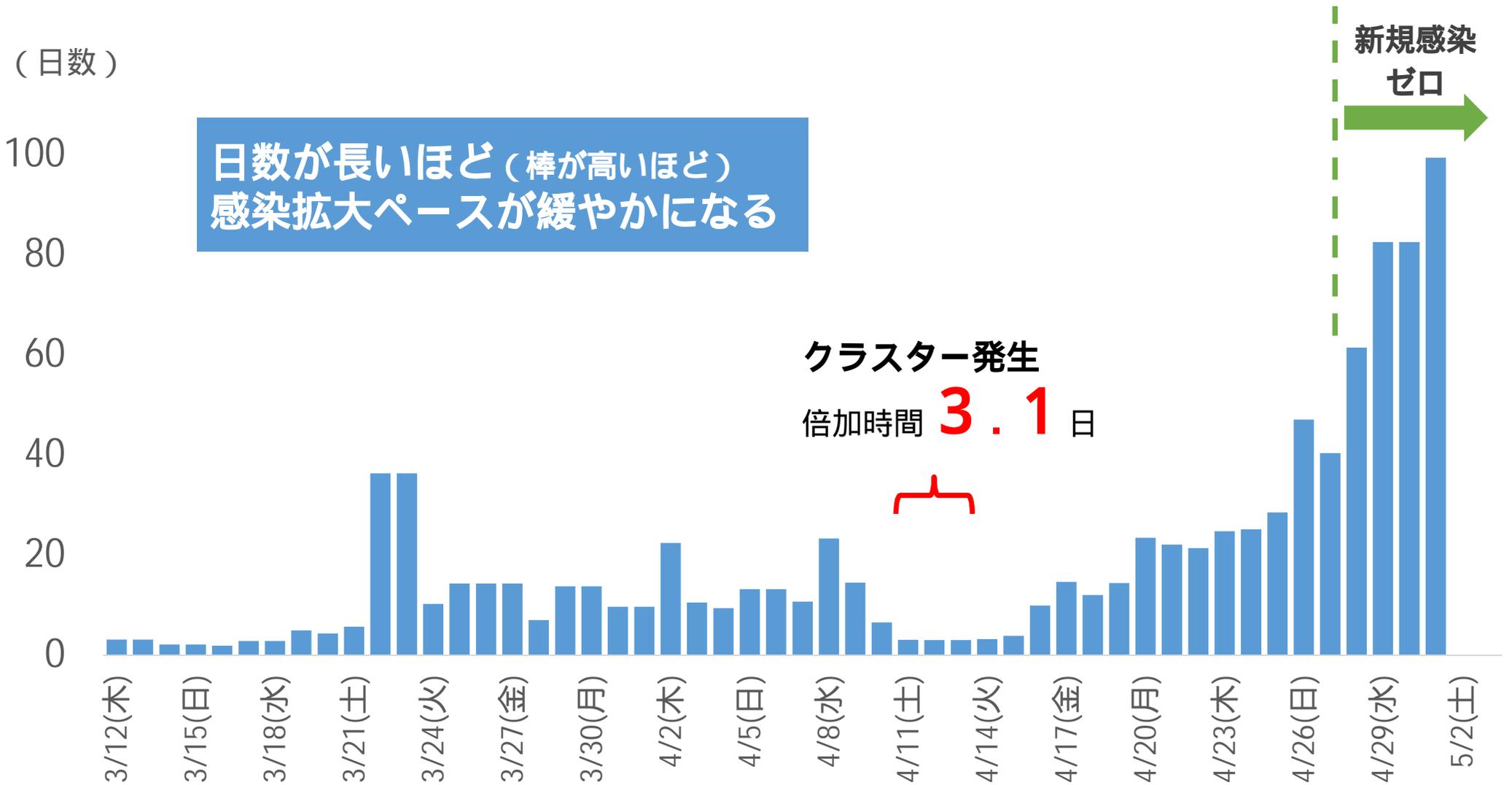
感染者数の倍加時間（日数）

（日数）

日数が長いほど（棒が高いほど）
感染拡大ペースが緩やかになる

クラスター発生
倍加時間 **3.1** 日

新規感染
ゼロ



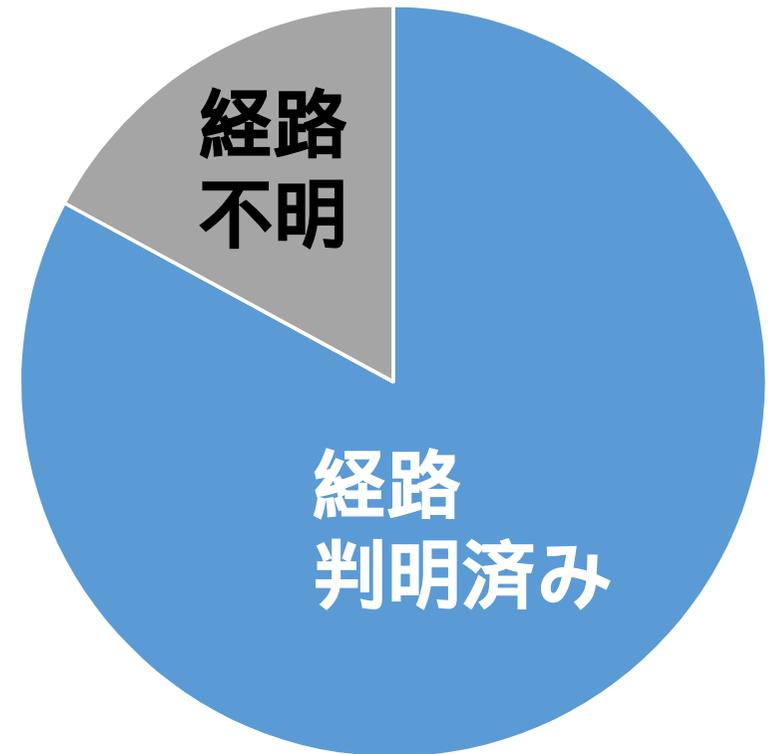
感染経路不明の割合

発生件数累計 146件

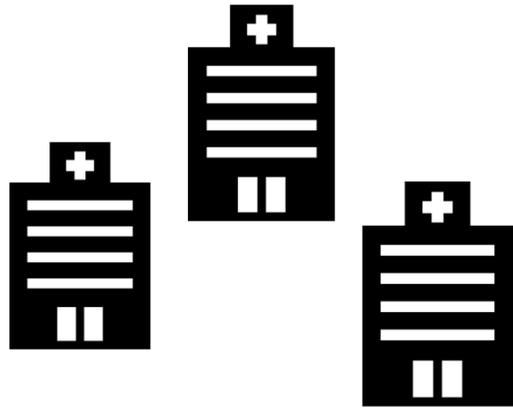
のうち

感染経路不明 24件

感染経路不明の割合 16.4%



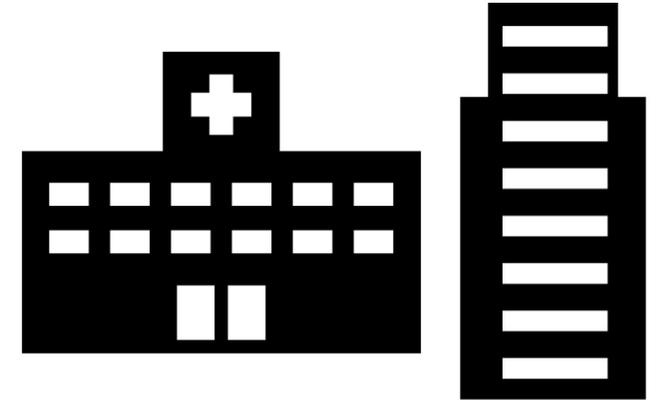
ICTを活用した患者状態等の共有体制



各病院



- 重症度確認
- 病床運用状況
- 積極的疫学調査の項目



病院間調整センター

番号	陽性	年	転院状況	入院不	性	体		
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	36.8
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.6
			伊勢崎	2020-04-	<input checked="" type="checkbox"/>	男	軽症	36.5
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.5
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.5
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	37.0
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	36.6
			伊勢崎	2020-04-	<input checked="" type="checkbox"/>	男	軽症	36.4
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	36.6
			高崎・安中	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	36.7
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	37.5
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	37.3
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	37.3
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.7
			高崎・安中	2020-04-	<input checked="" type="checkbox"/>	男	重症	36.4
			高崎	2020-04-	<input checked="" type="checkbox"/>	男	中等症	37.2
			高崎・安中	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.5
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	36.8
			伊勢崎	2020-04-	<input checked="" type="checkbox"/>	女	軽症	36.8
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.8
			伊勢崎	2020-04-	<input checked="" type="checkbox"/>	男	軽症	36.9
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	女	軽症	36.4
			伊勢崎	2020-04-	<input type="checkbox"/>	男	軽症	36.8

経済再生担当大臣 西村 康稔 様
(新型コロナウイルス感染症対策担当)

群馬県が取り組む新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にあたって政府の司令塔として全力でご対応いただいていることに対しまして、深く感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言を受け、本県においても、県民への外出自粛要請及び事業者への休業要請を行うなど、感染拡大を収束させられるかどうかの正念場と考え、できる限りの対応を行っております。

特に、感染拡大に起因する倒産を生じさせないため、県内中小企業・小規模事業者の事業継続を支援するための資金繰り支援については、国の施策と連動して、全国に先駆けた施策を実施しております。

また、鉄道事業者と連携した駅改札付近におけるサーモグラフィによる検温のほか、大型連休中の幹線道路における検温の実施など、県独自の創意工夫により感染拡大防止に向けた啓発等にも取り組んでいるところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策については、医療、教育、産業等様々な分野において、最大限努力し、国と連携した取り組みを進めて参りたいと考えておりますが、以下の点について、更なる支援等を賜りますようお願いいたします。

1. 地方財源の確保について

- ・地方公共団体が独自に取り組む感染拡大防止策や地域経済・事業者支援のための施策の財源となる「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、必要な事業に対応できるよう、予算規模の拡充を行う。
- ・また、感染拡大の切迫した状況に対応する施策を、地方公共団体が即時かつ機動的に実施できるような、更なる財政支援の仕組みを構築する。

2. 教育環境の確保について

- ・遠隔授業等の実施に必要となる、児童・生徒への1人1台端末等のICT環境を早期に実現するため、地方公共団体の独自財源を確保する。
- ・長期間の休校の影響に対応するため、未履修分野における単位取得や国家試験の受験資格の基準等を早期に示す。

3. 9月入学制について

- ・新型コロナウイルス対策による学校の臨時休業が長期化していることに加え、社会全体のグローバル化が進む中で、学校の9月入学制の導入について検討を行う。
なお、この問題は学校教育のみならず、社会システム全体に関わる課題であることから、想定される様々な問題について幅広い議論を行う。

令和2年5月5日

群馬県知事 山本 一太

緊急事態宣言の延長に伴う対応

1 生活こども部所管県有施設

施設	対応
ぐんま男女共同参画センター	5月末までを目安として、休館期間を延長、電話相談は継続
NPO・ボランティアサロンぐんま	・5月末まで窓口及び施設利用を休止 ・電話、メールによる相談は継続 (日曜、祝日を除く。)
群馬県消費生活センター	電話相談は継続、来所相談は5月末までを目安として、休止期間を延長
ぐんまこどもの国児童会館	当面の間(5月31日頃まで)閉館

2 緊急事態措置(第3弾)の実施に伴い、下記の要請の延長を要請する。

- (1) 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
 - ・大学、専修学校等
 - ・私立学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)
- (2) 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
 - ・保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)
 - ・放課後児童クラブ(学童保育) など
- (3) 適切な感染防止対策の協力を要請
 - ・児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設 など

3 外出自粛の延長等に伴う相談窓口の周知

(1) DV被害に関する相談

相談実施機関	電話番号	相談受付時間
・群馬県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	027-261-4466	月～金 9:00～19:30 土 10:00～17:00 日 13:00～17:00 (祝日を除く)
・内閣府「DV相談+(プラス)」	0120-279-889	24時間受付

(2) 児童虐待に関する相談

相談実施機関	電話番号	相談受付時間
・各児童相談所	189	24時間 365日
・各市町村児童福祉担当課	各市町村	

(3) その他県民相談

- ・消費生活相談
- ・放課後児童クラブ(学童保育)、保育所・認定こども園に関する事
- ・私立学校(小学校・中学校・高校・特別支援学校)の休校に関する事
- ・人権侵害に関する相談
- ・NPO法人経営に係る融資制度について

4 消費者への注意喚起(5/1に報道提供済)

- (1) 給付金を装った詐欺に注意!
- (2) 身に覚えのない商品(マスク)の送り付けに注意! など

企業からの相談状況について

R2.5.5 産業政策課

1 相談件数（R2.5.4 現在）

相談窓口	ワストップセンター	融資相談	経営相談	労働相談	計
	産業政策課	経営支援課	産業支援機構	労働政策課	
件数	3,404	520	197	211	4,332

【参考】ワストップセンターでの相談対応状況（4/24～4/30の1週間分 2,267件）

（1）業種別件数

飲食業 709 宿泊業 134 小売業 129 その他（サービス業等）715 等

（2）相談内容別件数

休業要請・支援金 2,171 その他（通報苦情等）51 金融・資金繰り 14
労働相談 12 （国）持続化給付金 11 等

2 相談の傾向

- ・当初は観光業や宿泊業、飲食業といった業種からの相談が目立ったが、その後は様々な業種から幅広い相談が寄せられている。
- ・特に休業要請が出されて以降は、休業要請の対象かどうかの確認や、「感染症対策事業継続支援金」に関するものが大半を占めている。
- ・予約がほとんど入らなくなった宿泊業や来店客が急減した飲食店、休講中の各種教室、仕事が急減したフリーランスの方などからの「資金繰り」に関する相談が多く寄せられている。県の「事業継続支援金」のほか、国の「持続化給付金」、政府系金融機関や県制度融資による「無利子融資」などを案内している。
- ・雇用維持を図る事業者には、国の「雇用調整助成金」の利用を勧めている。

緊急事態宣言期間延長を受けての今後の対応について（企業局）

令和2年5月5日

企業局経営戦略課

企業局所管施設

施設	現 状	今後の対応
1 県営ゴルフ場	4月13日～5月6日まで休業	5月31日まで休業期間を延長
玉村 前橋 板倉 新玉村		
2 ダム施設	施設見学 ダムカード配布 } 休止	当面の間休止を継続
3 工業用水道、水道 用水供給施設	施設見学休止	当面の間休止を継続
4 公社総合ビル (ホール)	5月6日まで使用休止	5月31日まで使用休止を延長

令和2年5月5日

緊急事態宣言延長を受けての学校の対応について

教育委員会

緊急事態宣言が延長され期間が5月31日までとなったが、引き続き学校休業中における感染防止の徹底や児童生徒への支援の充実に向け、以下のような対応を行うこととする。

1 県立学校の臨時休業期間の延長

・県立学校の再開については生徒を学校における感染危機から守り、家族等への感染の拡大を防止するとともに、学校において集団感染が発生した場合の医療機関等への影響も考慮し、大型連休後、少なくとも2週間程度の感染状況を見極め、その後の対応を検討する期間を確保する必要があることから、臨時休業の期間を5月31日まで延長することとしている。

2 市町村立学校の臨時休業期間の延長の状況

・南牧村は5月17日まで、他の34市町村は5月31日まで延長することとしている。

3 臨時休業期間中の生活面等への支援について

児童生徒への感染防止を踏まえ、原則的に登校日を設けないこととする。ただし、休業中の児童生徒の状況確認や心のケアに対応できるよう、各学校において電話連絡やメール配信、家庭訪問等を通じて、丁寧に支援する。その際、新入生や配慮が必要な児童生徒については、特にきめ細かな情報共有を図り、個々の児童生徒の実態に合わせて適切な対応を工夫する。また、市町村教育委員会に対しても、同様の対応を依頼する。

学校体育施設の利用については、原則的に中止とする。なお、放課後児童クラブや放課後等デイサービス等から、支援要請があった場合については、私学・子育て支援課や障害政策課と十分連携を図りながら、感染防止を徹底した上で対応する。

不安や悩み等があり相談が必要な生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも有効に活用しながら、電話相談、Web会議システムを活用した面談、教育支援アプリケーションを活用した指導・支援等を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応する。

各学校において、「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」等の学校外の相談窓口を改めて周知するとともに、高校生については、リーフレット「いま、悩んでいる君へ」等を活用し、心配な事案についてはすぐに相談できるようにする。

併せて、群馬テレビのオンラインサポート授業の放送の中で心のケアについて語りかけ、

「24時間子供SOSダイヤル」や「子ども教育・子育て相談」の窓口を周知する。

* 電話相談件数

	相談件数総数	(内) コロナ関係
1月	237	1
2月	217	5
3月	201	65
4月	232	68

4月は速報値

・子供からの相談内容(主なもの さみしい、やることがない、外出できない 等)

・親からの相談内容(主なもの 子供がストレスを感じていて不安、生活リズムの乱れ、親子関係が悪くなった 等)

・3～4月相談内容の特徴：人間関係のトラブルによる相談が減り、コロナ関係の相談が増えた。

要保護児童対策地域協議会をはじめ、児童相談所や市町村の福祉部局、各警察署との連携を深め、要注意家庭の状況の確認を適宜行うとともに、心配な家庭の情報共有に努め、児童虐待等の未然防止を図る。また、発生した場合は早期に対応する。

SNS上のトラブルや犯罪被害等に遭わないよう、SNS等の利用について細心の注意を払うよう指導する。

高校生のアルバイトについては、感染の拡大を防ぐ観点から、行わないよう指導する。

4 臨時休業中の学力保障について

(1) 学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、電話、電子メール、家庭訪問等の様々な手段を通じて、学習の状況や成果をきめ細かく把握するよう、市町村教委や学校に依頼する。

(2) 小中学校では、児童生徒の学力保障等に向けて、家庭学習の補助としての「小中学生のためのオンラインサポート授業」の内容を充実させる。

新しい学校に入学したばかりの小学校1年生や中学校1年生、受験を控えた中学校3年生などに対する補足的な学習についても充実させる。

体育科・保健体育科(子供たちの運動不足解消に向けての動画の配信等)は、4月13日(月)から開始した。

一般教科については、4月15日(水)から随時配信。5月3日現在66本配信済みで、更に13本制作済み。(ツルノスへのアップはMP課の処理待ち。)

インターネット環境がない家庭向けに群馬テレビの協力を得て5月7日(木)から5月29日(金)まで、午前9時から約2時間、オンラインサポート授業と同じ内容の映像を放映する。

小学校1～2年：国語、算数 小学校3～6年：国語、算数、外国語

中学校1～3年：国語、社会、数学、理科、外国語

撮影については、県庁32階動画・放送スタジオを活用し、内容の充実を図る。

(3) 高等学校では、学校のWebページや教育支援ソフトウェア等を積極的に活用して、生徒が計画的に学習を進められるよう、年間指導計画に基づいた課題や学習支援動画の配信、学習内容の指示等を適切に行うとともに、メール連絡網を活用するなどして、生徒の質問や相談に対応する。

学校再開後、臨時休業期間における生徒の学習状況を適切に評価できるよう、生徒に学習記録を付けさせたり、課題を提出させたりして、個々の学習状況を適切に把握するとともに、個別の指導・支援が必要な生徒に対しては、電話やメールなどを利用して、個別の支援を行う。

新入生が円滑に高校での学習に取り組めるよう、また、進学や就職を控えた生徒が必要な学習をしっかりと進められるよう、各学校におけるインターネット等を活用した学習支援の取組を推進していく。

各学校で活用できる学習教材・学習支援動画等を作成し、連休後、群馬県総合教育センターのWebページに掲載する。

就職や進学など、進路に関する情報については、学校のWebページに掲載したり、メール・教育支援アプリケーション等で配信したりして、生徒・保護者への周知を行う。

(4) 特別支援学校では、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた課題を作成して配布したり、オンラインサポート授業を積極的に活用したりするなど家庭学習の充実を図る。

また、手洗い体操や学校探検の他、授業や教職員の紹介場面などをDVD等に録画して幼児児童生徒に配布するなど、各学校が工夫し、丁寧な支援を行う。

5 臨時休業期間の長期化に係る市町村教育委員会との連携について

市町村教育委員会と、テレビ会議等の活用により一層の情報共有や連携を深め、臨時休業中の児童生徒へのきめ細かな対応を進めていく。